朗報です 寄附金の「税額控除制度」の活用について

大阪府から５月９日付で社会福祉法人かわち野福祉会が

「税額控除対象法人」の認可を受けました（指監第１８号）

1億円寄附金運動へのご協力ありがとうございます。お陰様で4千万円まであと少しというところまで来ました。特養入所への期待の高さに今更ながら驚いています。引き続き寄附運動へのご協力お願いします

所得控除と税額控除の違い

所得控除では所得から所得控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率は高くなる）をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。

このため、小口の寄附にも減税効果が大きく、**所得控除に比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。**

【所得控除】

（課税所得（所得金額 − 所得控除額）× 税率 ＝ 税額）

所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果が大きい

【税額控除】

（税額 − 税額控除額）

寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄附にも減税効果が大きい

寄附金額の 40%相当額を所得税額から控除

寄附者が、個人の寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

この額が所得税額から控除されます

税額控除額の算出式

〔 税額控除対象寄附金 ※1 − 2,000 円 〕 ×40% ＝ 控除対象額 ※2

※１　税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の 40%を限度）
寄附金支出額が総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※２　控除対象額は、所得税額の 25%を限度

税額控除の手続きを希望される方へ

・税額控除申請用の領収書（★）を確定申告時期前に１年分まとめて社会福祉法人かわち野が発行します。

・尚、（★）の発行は寄附をして頂く時に「寄附申込書」（☆）の提出が必要です。

（☆）の寄附申込書に必要事項を記入し、認印を押して提出して下さい。

資格が無くても、特養のオープニングスタッフ（介護職員）として働けます。

介護職員初任者研修開講（かわち野福祉会主催）

・９月中旬～10 月中旬に研修を修了しそのまま特養の介護スタッフとして働いていただけます。

・研修受講料（68000 円）は福祉会独自の奨学金制度を活用すれば無料で受講できます。

※現在スタッフは、目標（９０人）の約半分の確保状況です。１１月に特養６０床とショートステイ２０床オープンさせるために、介護スタッフ・介護の仕事に興味をお持ちの無資格の方の応募やご紹介お待ちしています。

※　特養開設準備室（　☎06-6726-0131　）まで連絡お願いします。

特養施設内保育所
「かわち野キッズルーム」
定員 6 名(一日利用者)
かわち野福祉会及び関連事業所勤務の職員のこども
★説明会 7 月下旬～予定

◎特養ホームの入所受付が 6 月より始まります。

事前相談の130人の方全てに連絡し、既に他施設に入所した等の理由でキャンセルのあった25人を除く方に申込書を郵送するなどしました。

スタッフの確保状況や受入準備の関係で、**一次受付は 6 月 30 日申込書必着**とさせて頂いています(入所申込書はかわち野の各院所にもあります

（入所に関するお問い合わせ ☎ 06−6726−0132）